

中小企業関連税制について

平成30年6月

経済産業省 関東経済産業局

中小企業課



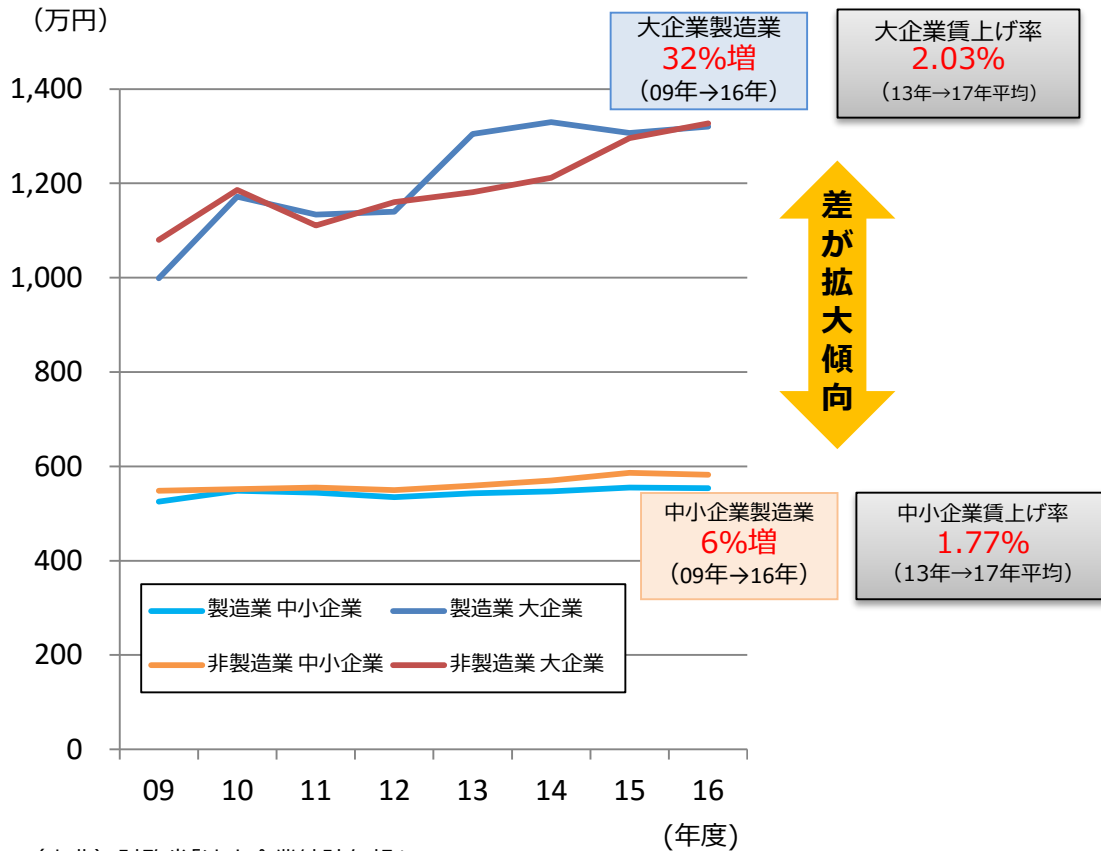
支援ポータルサイト「ミラサポ」では、補助金など公的機関の支援施策情報や、
経営の悩みに対する情報交換の場などのインターネットサービスを提供しています。 URL : <https://www.mirasapo.jp/>

〈平成30年度税制改正について〉

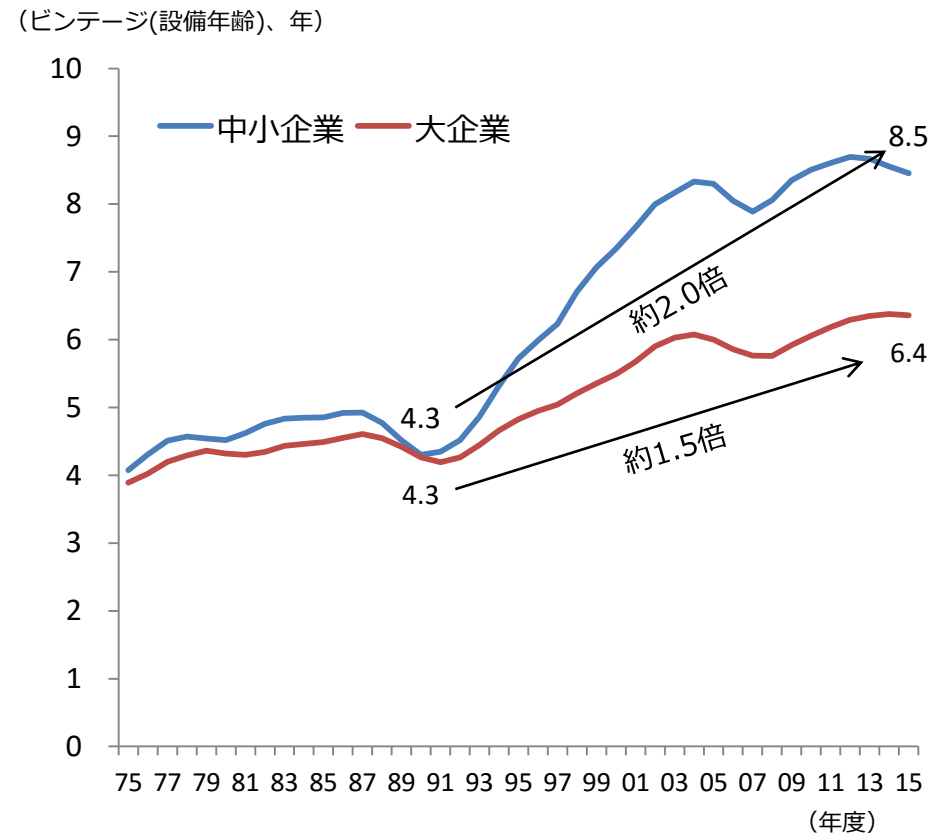
(参考) 中小企業の労働生産性の伸び悩みと設備投資の後押しの必要性

- 中小企業の業況は回復傾向であるが、**労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向**にあり、また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。
- 今後、**少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る。**

労働生産性の推移と賃上げ率



企業規模別設備年齢の推移



(出典) 財務省「法人企業統計年報」

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業をいう。
また、グラフ中の赤字は2009年から2016年の労働生産性の上昇率

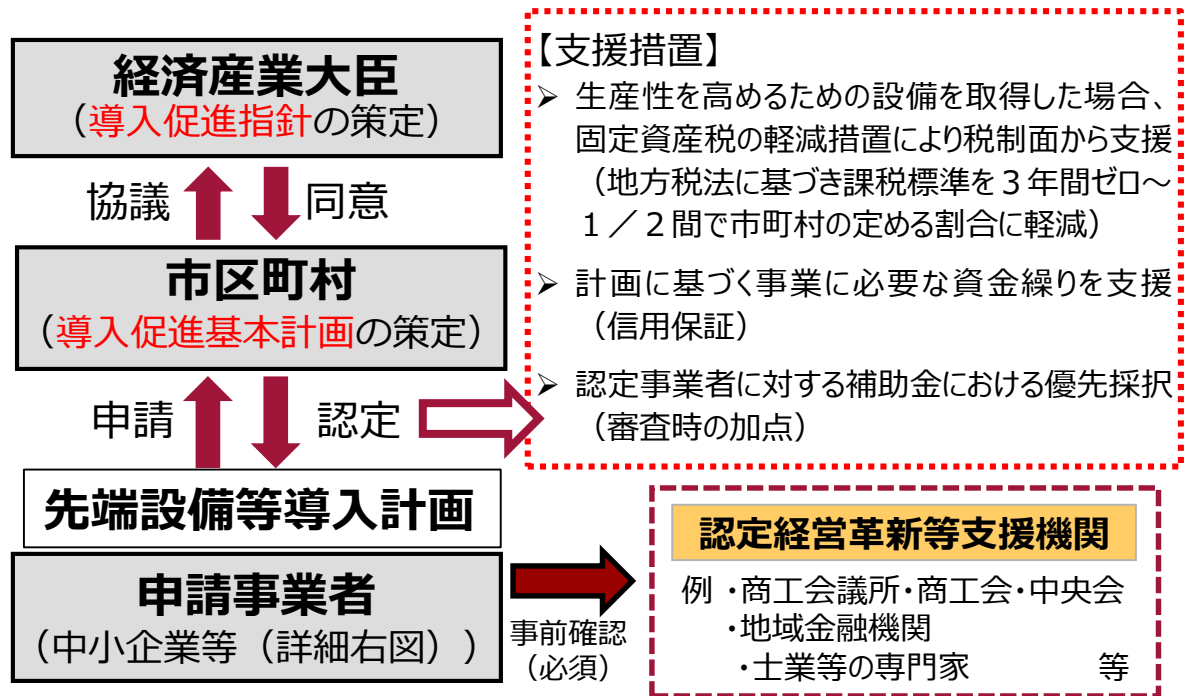
(出典) 財務省「法人企業統計調査年報」より

(一財)商工総合研究所「中小企業の競争力と設備投資」をもとに中小企業庁作成。 2

「先端設備等導入計画」の概要

- 「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- この計画は、所在している市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

○先端設備等導入計画のスキーム



○認定を受けられる「中小企業者」の規模 (中小企業等経営強化法第2条第1項)

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種 ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

「先端設備等導入計画」の内容

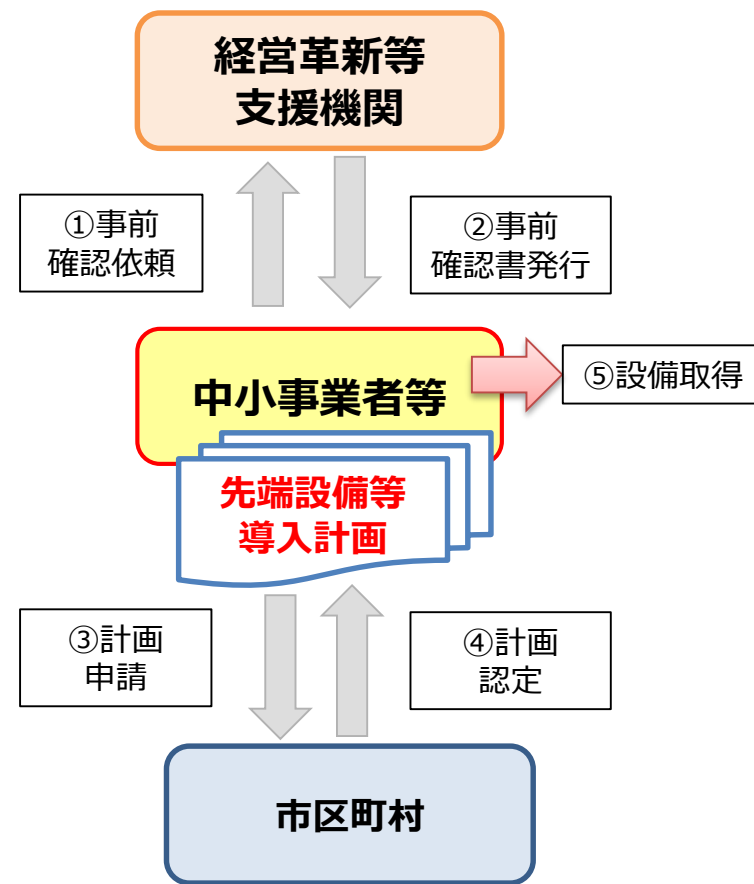
- 中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	<p>計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること *直近の事業年度末</p> <p>○算定式</p> $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ <p>(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)</p>
先端設備等の種類	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備</p> <p>【減価償却資産の種類】</p> <p>機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア</p>
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ○導入促進指針及び導入促進基本計画※に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※市町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合あり

○先端設備等導入計画の認定フロー



固定資産税の特例について

- 先端設備等導入計画の認定を中小企業のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者 ※ 1	資本金額 1 億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備 ※ 1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1 %以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 <ul style="list-style-type: none">◆ 機械装置（160万円以上/10年以内）◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）◆ 器具備品（30万円以上/6年以内）◆ 建物附属設備（※ 2）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1 / 2（※ 3）に軽減

※ 1 市町村によって異なる場合あり ※ 2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※ 3 市町村の条例で定める割合

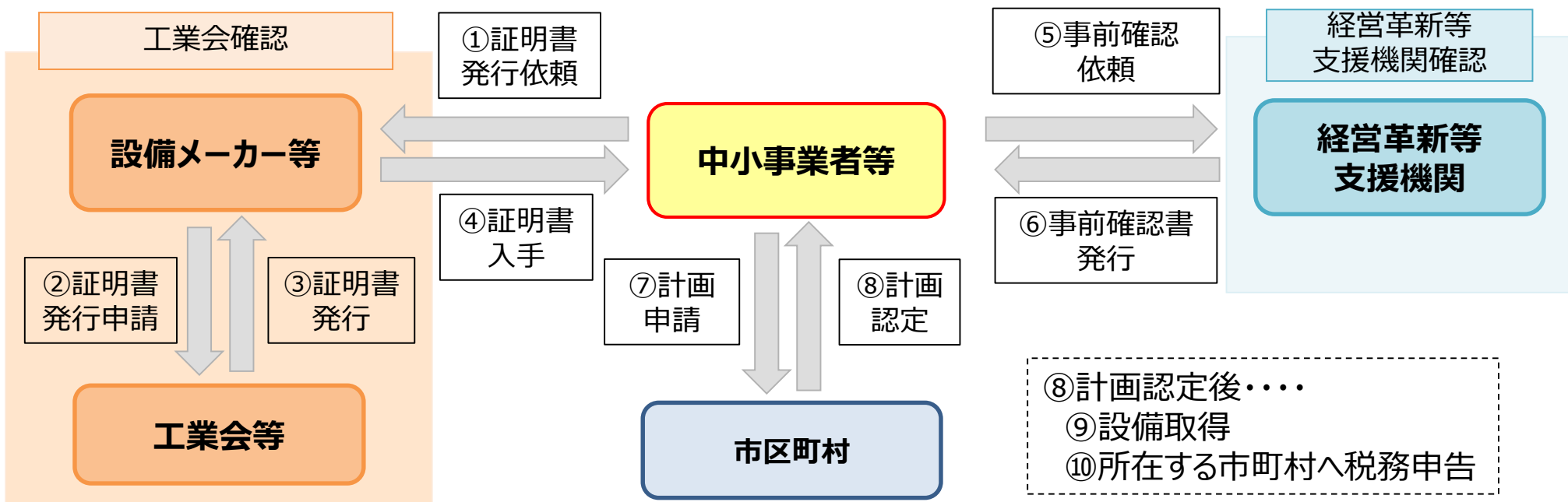
固定資産税の特例について（スキーム図）

＜工業会等の確認内容＞

- 一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
- 生産性向上（年平均1%以上）要件を満たしていることの確認（同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による）

＜経営革新等支援機関の確認内容＞

- 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認



【注1】 「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様。） <詳細次頁>

【注2】 工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご注意ください。

※ 1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。

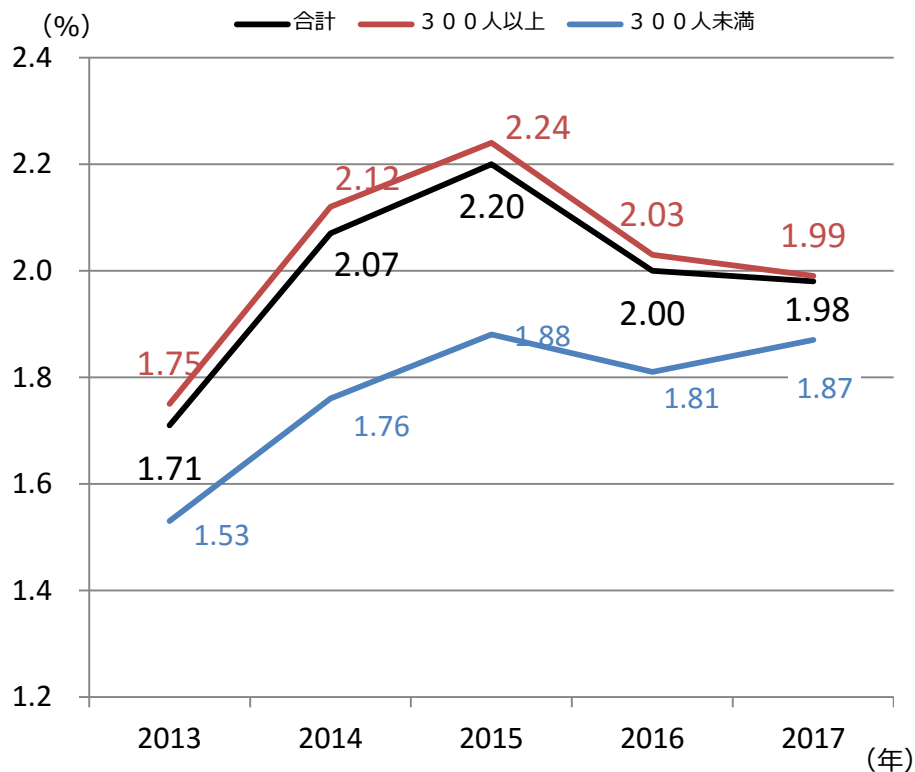
※ 2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。

※ 3 補助金の優先採択を検討されている場合、補助金の交付決定前に契約した設備は補助対象になりませんので、工業会の証明書取得の際などにご留意ください。

(参考) 大企業と中小企業の賃上げ率と労働生産性

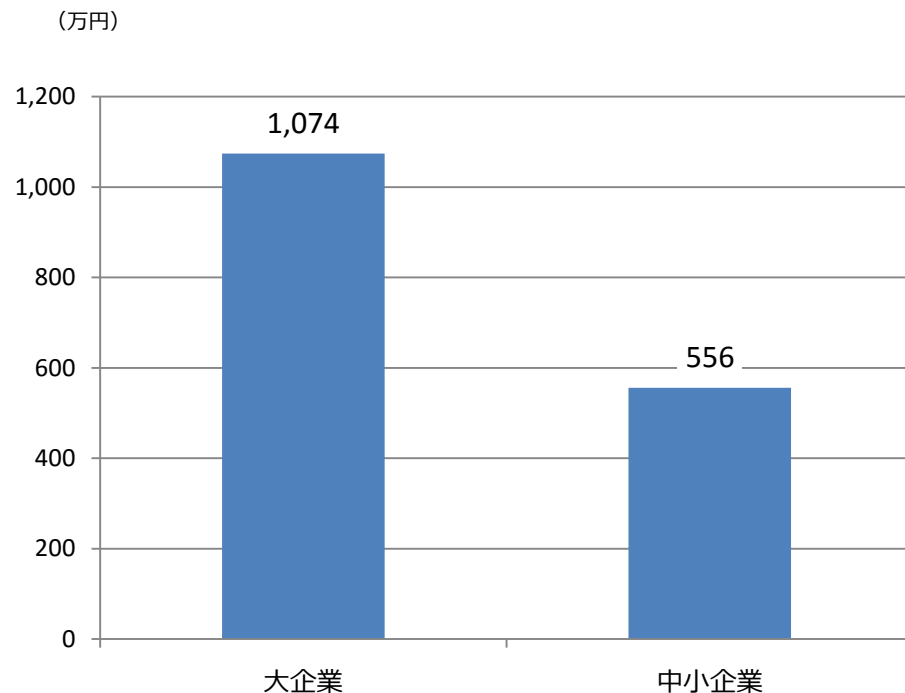
- 中小企業の賃上げ率は、大企業に比べて低水準。
- 中小企業は労働生産性が低く、持続的な賃上げを行うためには生産性向上が重要。

近年の賃上げ率の推移



(出所) 日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」

大企業と中小企業の労働生産性



(出所) 財務省「法人企業統計調査」(平成28年度)
大企業: 資本金1億円以上、中小企業: 同1億円未満

中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）（所得税・法人税・法人住民税）

- 従来の制度から支援を深掘り(控除率10→15%)するとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進し、中小企業の賃上げを強力に支援。
- また、大企業並みの高い賃上げ(2.5%以上)に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、更に大胆な支援を実施(控除率22%→25%)。

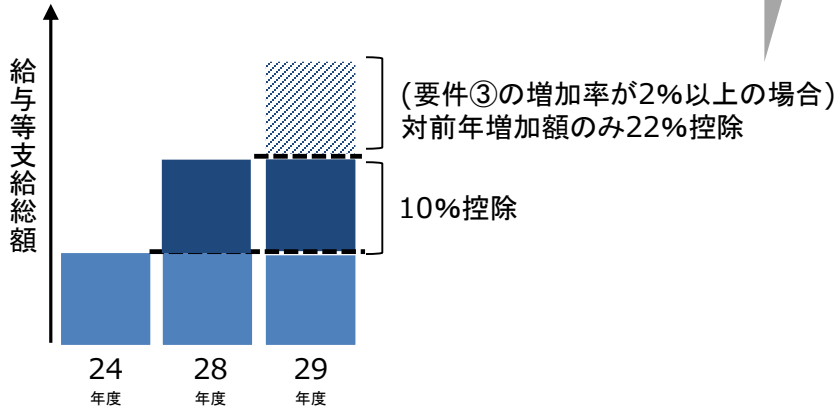
現行制度

適用の要件

- 【要件①】給与等支給総額が対基準年度(平成24年度)比で3%以上増加
- 【要件②】給与等支給総額が前年度以上
- 【要件③】平均給与等支給額が前年度を上回る

税額控除

給与等支給総額の対基準年度増加額の10～22%の税額控除



※法人税額の20%が上限

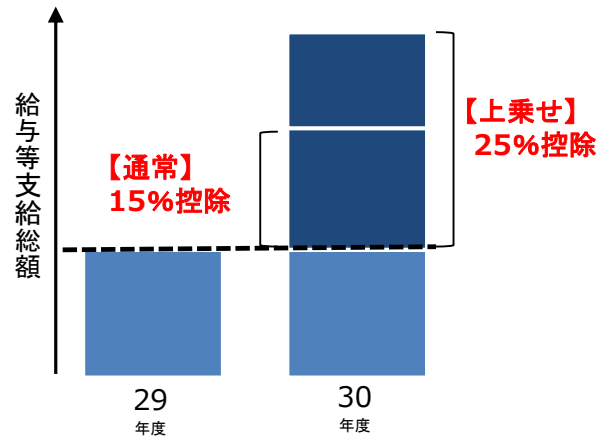
改正概要【適用期限:平成32年度末まで】

適用の要件

- 【要件①】給与等支給総額が前年度以上
※**基準年度との比較要件は撤廃**
- 【要件②】平均給与等支給額が前年度比で**1.5%以上**増加
※なお、**計算方法を簡素化**

税額控除

- 【通常】給与等支給総額の対前年度増加額の**15%の税額控除**
- 【上乗せ】一定の要件(※)を満たす場合は**25%の税額控除**



※法人税額の20%が上限

<※上乗せ要件>

要件②の増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと

- 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
- 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)

延長

- 従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。
- 中小企業者における償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、及び少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を支援するため、適用期限を2年間延長する。

改正概要 【平成31年度末まで変更なく延長】

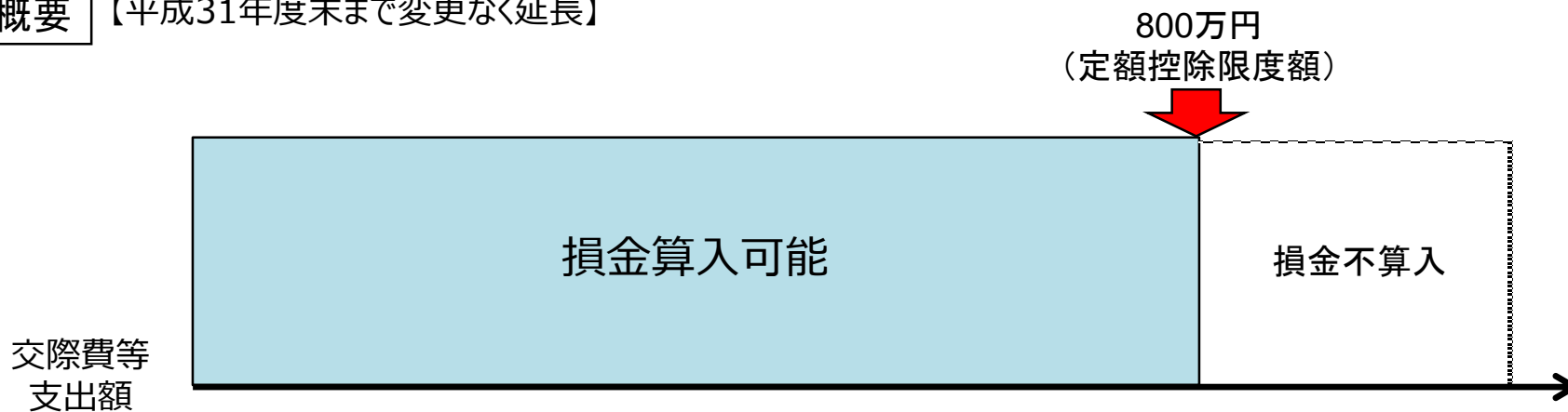
	取得価額	償却方法	
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円 まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (注)	本則
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

(注) 20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

- 法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額（800万円）までの損金算入が認められている。
- 交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年延長する。

改正概要

【平成31年度末まで変更なく延長】



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。

得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】(注) 交際費等のうち、接待飲食費の50%までを損金に算入ことも可能(大法人も適用可能)。

中小法人については、定額控除限度額(800万円)までの損金算入との選択適用。

〈設備投資関連税制について〉

- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づく税制措置として、固定資産税の特例（3年間1/2に軽減）、中小企業経営強化税制（即時償却等）を措置することで、サービス業も含め、幅広い中小企業の生産性向上を強力に後押し。
- 経営力向上計画の認定が不要な中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制（いずれも30%特別償却等）も引き続き措置。

概要 【適用期限：いずれの措置も平成30年度末まで】

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	地方税	【固定資産税の特例】 3年間1/2に軽減 〔生産性が年平均 1%以上向上〕		【固定資産税の特例】 3年間1/2に軽減 〔生産性が年平均 1%以上向上〕	
	国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) 〔生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資〕			
		【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用	【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用		

 を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合
 ※ソフトウェアは無形固定資産に該当するため、固定資産税の申告対象とはなりません

中小企業等経営強化法について

○人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境は厳しい状況にある。そのため、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援し、経営強化（「稼ぐ力」の強化）を図ることが必要。

①政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は基本方針に基づき、事業分野ごとに「経営力向上」の方法等を示した事業分野別の指針を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。

②中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。

経済産業大臣
(基本方針の策定)

主務大臣
(事業分野別指針の策定)

提出先
(例) 経産省：各地方の経済産業局

申請

認定

経営力向上計画

申請事業者
(中小企業・小規模事業者
中堅企業)

【支援措置】(29年度税制改正により拡充)

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、**固定資産税の特例(3年間1/2に軽減)**や**中小企業経営強化税制(即時償却等)**により税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援
- 認定事業者に対する補助金等における優先採択

事業分野別
経営力向上推進機関

普及啓発
人材育成

例
・事業者団体
・同業者組合 等

経営革新等支援機関

例
・商工会議所・商工会・中央会
・地域金融機関
・土業等の専門家

※事業分野別指針が策定されていない分野においては基本方針に基づいて申請が可能。

中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例 (固定資産税)

- GDP 600兆円に向けて、中小企業の生産性向上は緊急の課題。
- 特に**赤字法人を含む商店・飲食店・介護事業者などの中小サービス業の生産性向上を促すため**、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、**対象設備に一定の器具備品・建物附属設備等を追加**。追加設備については、対象となる地域・業種を限定し、重点的に支援する。

新制度 【適用期間：平成29年4月1日～平成31年3月31日まで】

【制度概要】

中小事業者等が、適用期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減される。

【適用対象者】 中小事業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主）のうち、経営力向上計画の認定を受けたもの

【対象設備と要件】

	固定資産税の特例
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備
確認者	工業会等
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（160万円以上／10年以内） ◆測定工具及び検査工具（※1）（30万円以上／5年以内） ◆器具備品（※1）（30万円以上／6年以内） ◆建物附属設備（※1, 2）（60万円以上／14年以内）

<対象設備の例>



セルフレジ



空調設備



冷蔵陳列棚

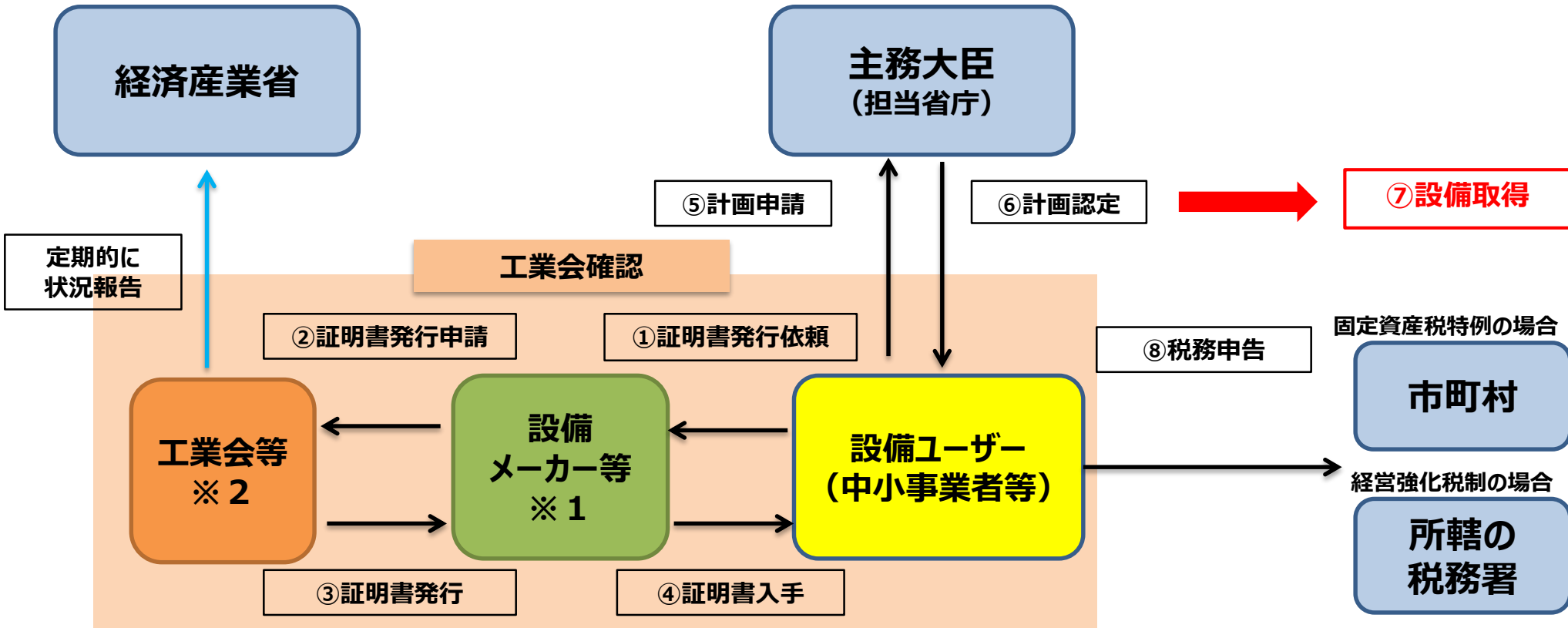
※1 工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域において対象業種に限定あり。

※2 償却資産として課税されるものに限る。

(参考) スキーム図 (固定資産税の特例、中小企業経営強化税制A類型)

<工業会等の確認内容>

- 一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
- 生産性向上 (年平均 1%以上) 要件を満たしていることの確認 (同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による)



- ※ 1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。
- ※ 2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。(具体的にどの設備についてどの工業会等に申請すべきかは、中小企業庁HP参照。)

中小企業経営強化税制の創設（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

○中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、**サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組**。適用期限は2年間。

改正概要 【適用期間：平成29年4月1日～平成31年3月31日まで】

【制度概要】

青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

【適用対象者】 青色申告書を提出する中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主、協同組合等）のうち、経営力向上計画の認定を受けたもの

【対象設備と要件】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（※1）（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上/14年以内） ◆ソフトウェア（※3）（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（※1）（30万円以上） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上） ◆ソフトウェア（※3）（70万円以上）
指定事業	中小企業投資促進税制の指定事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の指定事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等	

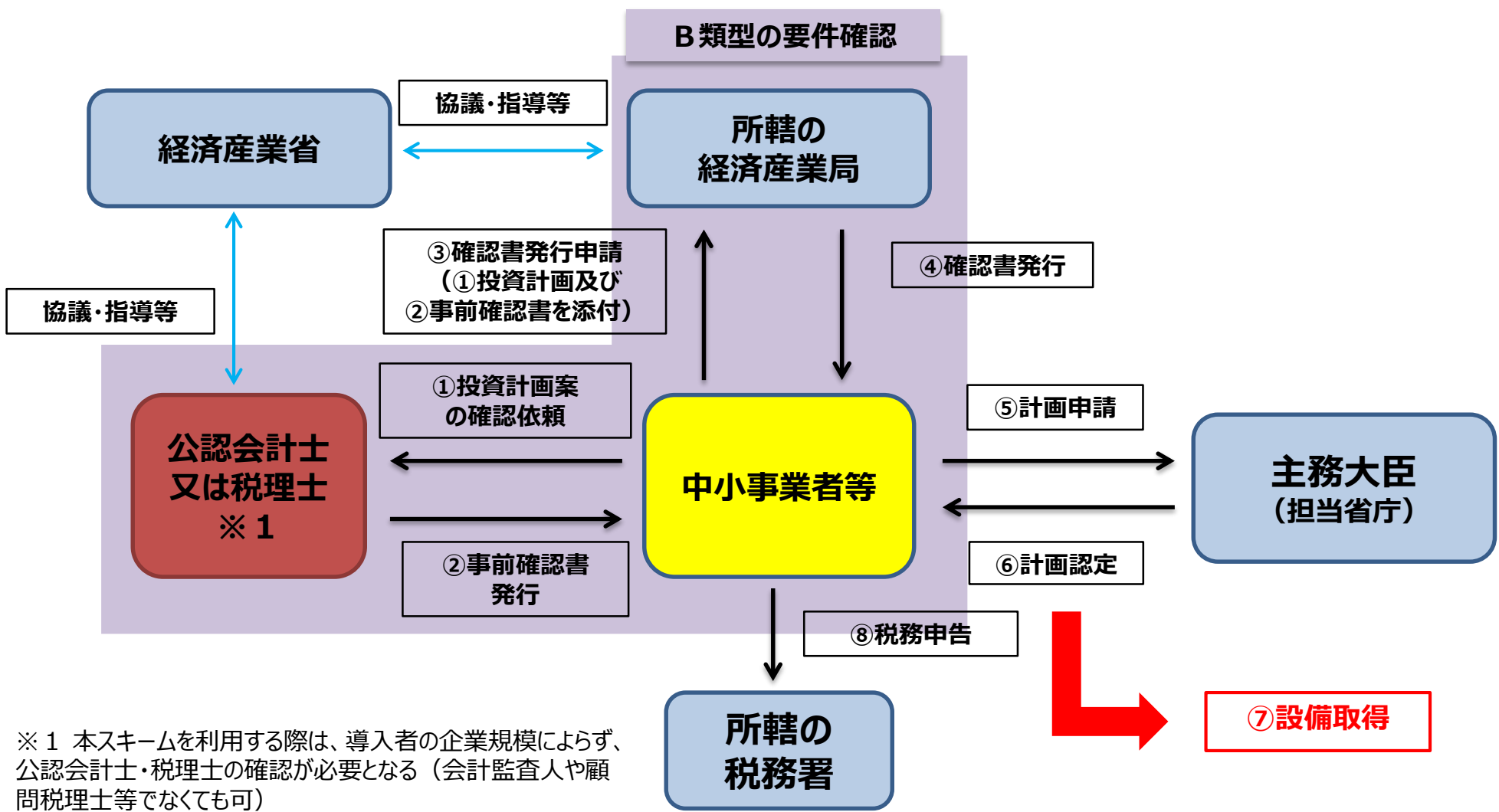
※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除く。

※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。

(参考) スキーム図 (中小企業経営強化税制B類型)

<公認会計士・税理士及び経産局の確認内容>
 ○対象設備の確認 (投資目的に必要な不可欠な設備であることの確認)
 ○投資利益率要件 (年平均5%以上) を満たしていることの確認 (投資の効果としてのリターンの算出方法の確認等)



※1 本スキームを利用する際は、導入者の企業規模によらず、公認会計士・税理士の確認が必要となる (会計監査人や顧問税理士等でなくても可)

中小企業投資促進税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。
- 中小企業投資促進税制の対象設備等について一部見直しを行い（上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設、器具備品を縮減）、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間：平成30年度末まで】

対象者	中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主、農業協同組合等）	
指定事業	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育・学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】	
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く	
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）	
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）	
措置内容	個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万超の中小企業	30%特別償却

- 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
- 消費税率の引き上げに向けて、経営改善の取組を行う事業者の設備投資を後押しするため、適用期限を2年間延長。

改正概要

【適用期間：平成30年度末まで】

○本税制は、商業・サービス業者等（※1）が経営改善設備（※2）を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除（※3）ができる措置。

- （※1）対象者は、中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主、協同組合等）
ただし、アドバイス機関に該当する中小企業者等は対象外。
また、指定事業は下記業種。

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業））、農業、林業、漁業、水産養殖業 *性風俗関連特殊営業に該当するものは除く

- （※2）認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。
器具・備品（ショーケース、看板、レジスター等）：1台30万円以上
建物附属設備（空調施設、昇降機設備、電気設備、店舗内装等）：1台60万円以上

- （※3）税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】

